

令和4年度答申第4号
令和4年4月28日

諮問番号 令和3年度諮問第91号（令和4年3月22日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退共法」という。）10条5項に基づき、退職した被共済者（以下「本件被共済者」という。）の退職金の額を減額して支給することの認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、本件認定申請を不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

中退共法10条1項は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、被共済者（事業主が機構との間で締結した退職金共済契約（事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下同

じ。)に基づき、機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。以下同じ。)が退職したときは、その者に退職金を支給すると規定し、同条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者(退職金共済契約の当事者である事業主をいう。以下同じ。)の申出があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めた(以下、この認定を「退職金減額認定」という。)ときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる」と規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年9月29日、本件被共済者に対し、同年10月30日付けで懲戒解雇する旨の意思表示をした。

本件被共済者は、同年11月21日、審査請求人を被告として、本件被共済者が審査請求人に対し労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求める訴訟をA地方裁判所B支部に提起した。

(A地方裁判所B支部判決書)

- (2) 審査請求人は、機構との間で退職金共済契約を締結した共済契約者として、平成28年11月4日、処分庁に対し、同年10月30日に退職した(以下、この退職を「本件退職」という。)本件被共済者について、その退職がその者の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当である旨の認定申請(本件認定申請)をした。

(退職金減額認定申請書)

- (3) 処分庁は、平成30年6月22日付けで、本件認定申請を不認定とする処分をした。その通知書には、処分の理由として、「具体的事実の存否や、懲戒事由とされたか否か等について労使間で見解が相違しており、また、両者の主張内容および提出証拠から、退職事由が被共済者の責めに帰すべき事由によるものであることを確認できないため。」と記載されていた。

(不認定通知書(平成30年6月22日))

- (4) A地方裁判所B支部は、平成30年9月27日、本件被共済者に対する解雇が無効であるとして、本件被共済者が審査請求人に対し労働契約上の権利を有する地位にあることを確認することなどを内容とする判決(以下「本件判決」という。)を言い渡した。

(A地方裁判所B支部判決書)

(5) 処分庁は、令和2年4月6日付けで、職権により上記(3)の不認定処分を取り消し、改めて本件認定申請を不認定とする処分(本件不認定処分)をした。その通知書には、処分の理由として、「平成28年11月4日に提出のあった申請の対象となっている被共済者の解雇が無効であるため。」と記載されていた。

(不認定通知書(令和2年4月6日)、退職金減額認定の調査内容について
(令和2年4月6日))

(6) 審査請求人は、令和2年7月7日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和4年3月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件判決では、本件被共済者は労働契約上の権利を有する地位にあることが確認されたが、本件判決の内容をつぶさに確認すれば、審査請求人による懲戒解雇が単純に排斥されたものではないことが明確であり、かえって本件被共済者によって、非違行為がなされたことを認定しているとさえ言い得る判断である。

(2) 本件被共済者は、平成30年10月11日に本件判決が確定するや同月12日に退職を申し入れている。このことは本件被共済者自身が自ら非違を自認していることの証左とみるべきであり、これを形式上自主退職などと評価し、「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職」していないとして、中退共法10条5項が適用されないとするのは、明らかな解釈の誤りである。

(3) 処分庁は、弁明書において、本件不認定処分は中退共法10条5項に基づいて行われていて何ら問題ないとする。同項に基づいて行われたというのであれば、その主張は、同項の文言である「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職」したことが当然の前提となっている。一方、処分庁は、「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職」した事実は認められないとも説明している。これを対比すると、処分庁は、本件被共済者がその責めに帰すべき事由により退職したと考えているのか、あるいは、そ

の責めに帰すべき事由により退職したのではないと考えているのか不分明であり、このような弁明は了解することができない。

(4) 以上により、本件不認定処分の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 本件認定申請は審査請求人が平成28年10月30日付けで行った本件被共済者に対する解雇を理由とするものであるところ、本件判決によれば、当該解雇について「被共済者は労働契約上の権利を有する地位にある」として無効と確認されており、中退共法10条5項に規定する「(被共済者の責めに帰すべき事由による)退職」自体の存在が確認できないことから、これを理由に本件不認定処分を行ったことは妥当である。

2 審査請求人は、本件不認定処分は、本件被共済者がその責めに帰すべき事由により退職したと考えているのか、あるいは、その責めに帰すべき事由により退職したのではないと考えているのか不分明である旨主張している。

中退共法10条5項の規定は、同項に定める事由がある場合には退職金減額認定を行うことができる旨を規定するものであり、当該事由がない場合は同項に基づき不認定処分を行うこととなる。そして、処分庁は、弁明書において、本件認定申請について中退共法10条5項に規定する「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職」したとは判断出来ないことから、本件不認定処分を行った旨明確に記載した上で、本件不認定処分は同項に基づいて行われたとしており、その処分理由は明らかである。

3 よって、本件不認定処分は違法又は不当なものであるとは認められず、本件審査請求には理由がないことから本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年3月22日、審査庁から諮問を受け、同年4月21日及び同月28日の計2回、調査審議をした。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付(令和2年7月7日)から本件諮問(令和4年3月22日)までに1年8か月以上の期間を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付から審理員の指名(令和2年9月11日)までに約2か月、②審理員意見書の提出(令和3年4月16日)から本件諮問までに約11か月を費やしており、審理員の指名や審査庁の判断

にこのような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不認定処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 退職金減額認定は、中退共法10条5項において、被共済者がその責めに帰すべき事由により「退職し」、かつ、共済契約者の申出があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って行うとされている(上記第1の1)。そうすると、退職金減額認定を行うためには、まずもって、被共済者が退職していることが必要であることになる。

これを本件について検討すると、審査請求人は、本件被共済者が平成28年10月30日付けで退職した(本件退職)として本件認定申請をしている(上記第1の2(2))が、本件判決において、同日付けの懲戒解雇は無効であり、本件被共済者は審査請求人に対し労働契約上の権利を有する地位にあることが確認されている。本件判決が確定したことにつき審査関係人間に争いはなく、そうすると、本件認定申請の対象である本件退職は存在しないこととなり、中退共法10条5項の「退職し」た場合には当たらない。

審査請求人は、本件判決において本件被共済者の非違行為が認定されているとさえ言えること及び本件判決の確定直後に本件被共済者が退職を申し入れたことは本件被共済者が非違行為を自認していることの証左とみるべきであることから、「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職」したとして退職金減額認定をすべきである旨主張するが、上記のとおり、本件退職は存在しないから、「被共済者がその責めに帰すべき事由」による退職に該当するか否かは判断するまでもないし、また、審査請求人の主張する上記退職申入れによって退職したとしても、本件退職とは異なるものであって、本件認定申請の対象ではない。

したがって、本件認定申請の対象となっている本件被共済者の解雇が無効であるためとしてされた本件不認定処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) なお、審査請求人は、処分庁の弁明は、①本件被共済者がその責めに帰すべき事由により退職したと考えているのか、②そのように退職したので

はないと考えているのか不分明である旨主張するが、本件認定申請については、中退共法10条5項の規定に基づき認定又は不認定のいずれかの処分がされるべきところ、処分庁の弁明書によれば、本件被共済者がその責めに帰すべき事由により退職したとは確認できないため不認定としたとしており、②であることは明らかである。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹